

平成25年1月第16回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成25年1月28日第16回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子 | 2 番 | 高野孝一 |
| 3 番 | 熊田芳子 | 4 番 | 小野一雄 |
| 5 番 | 佐藤正司 | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行 |
| 9 番 | 鈴木邦昭 | 10番 | 渡邊健一 |
| 11番 | 四宮規彦 | 12番 | 高野進 |
| 13番 | 熊澤勇 | 14番 | 佐藤アヤ |
| 16番 | 鞠子幸則 | 17番 | 佐藤實 |
| 18番 | 安細隆之 | | |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課総務 班長	齋義弘	企画財政 課長	佐藤浄
企画財政課 復興管理専門官	山中松樹	用地対策 課長	佐々木人見
税務課長	佐藤邦彦	町民生活 課長	鈴木邦彦
福祉課長	阿部清茂	被災者支援 課長	齋藤幸夫
健康推進課長	佐々木利久	農林水産課長	
商工観光課長		農業委員会 事務局長	東常太郎
兼わたり温泉 鳥の海所長	酒井庄市	都市建設 課長	日下初夫
復興まちづくり 課長	高橋伸幸	上下水道 課長	作間行雄
会計管理者 兼会計課長	齋藤良一	教育課長	岩城敏夫
学務課長	遠藤敏夫	生涯学習 課長	鈴木久子

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	参事	牛坂昌浩
書記	櫻井直規	兼庶務班長	

議事日程第 1 号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 4 提出議案の説明
- 日程第 5 議案第 1 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度浜吉田いちご団地造成（その 1）工事）
- 日程第 6 議案第 2 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度浜吉田いちご団地造成（その 2）工事）
- 日程第 7 議案第 3 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度開墾場いちご団地造成（その 1）工事）
- 日程第 8 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度開墾場いちご団地造成（その 2）工事）
- 日程第 9 議案第 5 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度逢隈いちご団地造成工事）
- 日程第 10 議案第 6 号 土地の取得について（亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地））
- 日程第 11 議案第 7 号 土地の取得について（亘理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地））
- 日程第 12 議案第 8 号 土地の取得について（亘理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地））
- 日程第 13 議案第 9 号 土地の取得について（亘理町災害公営戸建住宅（荒浜中野）整備事業）
- 日程第 14 議案第 10 号 平成 24 年度亘理町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 平成 24 年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第16 議案第12号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第17 報告第1号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

日程第18 報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成25年第16回亘理町議会臨時議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、4番 小野一雄議員、5番 佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

〔遺族入場、着席〕

午前10時03分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

去る1月8日に逝去されました故島田金一議員に対し、追悼の意を表するために黙祷を捧げたいと思います。全員ご起立をお願いします。

〔全員起立〕

議長（安細隆之君） 黙祷。

〔黙祷〕

議長（安細隆之君） 黙祷を終わります。ご着席願います。

〔全員着席〕

議長（安細隆之君） なお、17番佐藤 實議員より追悼演説の申し出があります。この際、これを許可いたします。

17番、佐藤 實議員登壇。

〔17番 佐藤 實 君 登壇〕

17番（佐藤 實君） ただいまお許しを得ましたので、去る1月8日逝去されました故島田金一議員の在りし日のご尊容をしのび、平成25年1月28日第16回本会議に当たり、僭越ではありますが議会を代表し、謹んで追悼の言葉を申し述べます。

あなたの急逝は、これからの町政に、また地域住民への貢献を期待されておられただけにまことに残念であり、世の無常を嘆かずにはおられません。

あなたは、昭和24年11月13日、旧荒浜町島田 茂様・智恵子様の長男として生をうけられ、昭和48年3月東海大学海洋学部水産学科を優秀な成績で卒業されると同時に、宮城県漁業協同組合連合会に勤務されました。

その後、カネマス株式会社への勤務を経て、家業の商店経営に熱心に従事される傍ら、地域のリーダーとして精力的にご活躍されたのであります。

そして、あなたの識見の高さ、責任と正義感の強さ、至誠明朗かつ頭脳明晰、その資性温厚円満な人柄は地域住民に慕われ、また卓越した政治手腕を買われ、平成10年5月には亘理町議会議員選挙に立候補。めでたく当選の栄に輝かれ、以来5期14年7カ月の長きにわたり地方自治の伸展と住民福祉の向上を初め、町政の発展に尽くされました。

その間、議会の構成にあつては、総務常任委員長、教育福祉常任委員長、議会運営副委員長、産業建設常任委員、さらに常磐自動車道建設促進特別委員長として、また亘理地区行政事務組合議員、亘理名取共立衛生処理組合議会議長などの

要職を務められ、平成17年の山元町との合併協議の際には合併調査特別委員会副委員長として、東日本大震災後には改選後の大震災復興支援特別委員長を務められ、優れた識見と熱意を持って円滑なる議会運営はもちろんのこと、町の地域産業の発展、住民福祉の増進、大震災からの復旧・復興と町政の推進に多大なる功績を残されたのであります。

あなたの功績に対し、亶理地方町議会議長会表彰の栄に浴されたのであります。

郷土愛に優れたあなたは、昭和55年8月に亶理町消防団員を拝命。以来、平成24年4月に荒浜分団長として退団するまでの31年8カ月の長きにわたり消防防災活動に挺身され、昼夜を問わず町民の生命財産を守り、民生の安定に献身的なご活躍をされました。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に際しましては、大津波警報が発令される中、身の危険を顧みず、部下団員とともに地域住民の避難誘導に当たり、その迅速な対応により多くの町民の命を守るとともに、大変危険な状況下において逃げ遅れた人の救出や行方不明者の搜索活動にみずからを犠牲にし、不眠不休で従事されました。そのご活躍と功績は、町民誰もが認めるところであります。

昨年9月の定例会ではお元気な様子で本会議に臨まれ、一般質問を行われ、「3日ほど入院してくる」といって治療に向かわれました。しかし、入院が長引き10月に退院され、自宅療養しておられましたが再び入院されました。必ずや回復し議会活動に復帰するものと信じて疑わなかった我々でありましたが、病状がにわか悪化し、ご家族の手厚い看護にもかかわらずついに病魔に抗し得ず、今月8日、63年の生涯を閉じられました。

志半ばで急逝された無念さとご遺族の方々のご心中を察するに、お慰めの言葉もありません。しかし、あなたの残された幾多のご功績は、必ずや長く後世に語り継がれ、さらには今後の議会運営に生かされるものと信じております。

ここに心からご冥福をお祈りするとともに、残された私たちはあなたのご意志を体し、亶理町発展のため全力を傾注することをお誓い申し上げます。

ここに、在りし日の面影をしのびつつ、議員一同を代表して追悼の言葉といたします。

平成25年1月28日。

議会議員代表 佐藤 實。

議長（安細隆之君） 追悼演説が終わりました。

続いて、ご遺族のごあいさつがあります。

ご遺族 きょうは、亡き夫、島田金一のために大切なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。また、葬儀に際しましては、公私ともにお忙しい中、齋藤町長様、安細議長様には弔辞をいただき、さらに皆様には花輪、香料をいただき、本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

夫、島田金一は、昨年から体調が優れず、治療を続けておりました。12月には退院をし療養しておりましたが、体調を崩し年末に再び入院し、1月8日帰らぬ人となりました。

夫は、議員として町そして地域の皆様のために働くことを強く望み、入院している間も早く議会に復帰し、住民の皆様のために働きたいと強く望んでおりました。願いかなわず、皆様とお別れすることにさぞかし悔しく残念だったことと思います。しかし、残された私たちは、親類、友人、さらには地域の方々に囲まれ強く生きていく覚悟でございますので、これからも今まで以上に皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

そして、被災からの復興と発展、そして皆様のご健勝とご活躍をご祈念いたしまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。長い間ありがとうございました。

議長（安細隆之君） ご遺族のあいさつが終わりました。これから、議員を代表して鞠子議員よりご遺族へ献花をお願いします。

〔鞠子議員 遺族へ献花〕

議長（安細隆之君） この際、暫時休憩をいたします。

〔遺族退席〕

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案12件、報告2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 互理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙

議長（安細隆之君） 日程第3、互理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定いたしました。

互理名取共立衛生処理組合議会議員に12番高野 進議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました12番高野 進議員を互理名取共立衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12番高野 進議員が互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選された高野 進議員が本会場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第4 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第16回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案12件のほか報告2件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、議案第1号 工事請負変更契約の締結について。これについては、平成24年度浜吉田いちご団地造成（その1）工事から議案第5号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度逢隈いちご団地造成工事）までの5議案につきましては、それぞれの工事における団地内生産者の確定による造成面積の増減や、いちご団地周辺の圃場整備計画確定に伴う排水路装工など変更契約の必要が生じたことから、工事請負変更契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 土地の取得について（互理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地））から議案第8号 土地の取得について（互理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地））までの3議案につきましては、東日本大震災による災害危険区域の指定を受けた地域に住んでいる方々が一日も早く安心できる場所で生活再建が図られるよう集団移転先用地を取得するもので、移転先の一つである荒浜中野団地に係る1万9,176.79平方メートルを8,437万7,876円で、吉田舟入北団地に係る1万6,311.32平方メートルを5,639万8,041円で、吉田南河原団地に係る1万4,909.32平方メートルを4,174万6,096円でそれぞれ取得することについて、地権者との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第9号 土地の取得について（互理町災害公営戸建住宅（荒浜中野）整備事業）につきましても、東日本大震災により被災した方々の早期生活再建に向けた災害公営戸建て住宅建設用地として5,472.36平方メートルを2,407万8,384円で取得することについて、地権者との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1

項第8号の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第10号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,349万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ934億8,742万6,000円とするものであります。

3款民生費におきましては、児童手当等支給費に不足が生じることから509万円を増額補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、東日本大震災後において野ネズミが大量発生していることから、1,600ヘクタールの農地の野鼠駆除を行うため、みやぎ亘理農業協同組合に対する野鼠駆除事業費補助金40万円を増額補正するものであります。

8款土木費につきましては、おかげさまで3月16日からJR常磐線浜吉田駅が再開される予定になっておりますが、浜吉田駅の再開に合わせ、浜吉田駅西自転車等駐車場管理人室を建てかえする工事費として210万円を増額するもののほか、6目復興事業費におきましてはいちご団地の整備を進めるに当たり、東日本大震災復興交付金の市街地復興効果促進事業を活用して、いちご団地整備後のいちご販路拡大や首都圏の市場調査等を実施する復興・活性化プロジェクト事業費として842万4,000円を増額補正するものがその主なものであります。

10款教育費につきましては、小学校の新3年生が使用する社会科副読本の作成費として102万円を増額補正するものであります。

11款災害復旧費につきましては、荒浜小学校の災害復旧に当たり、工事費等のほか学校備品についても補助で認められる見込みであることから、1,551万6,000円を増額補正するものであります。なお、平成24年度及び平成25年度の2カ年で備品整備を図ることから、歳入においては平成25年度で予算計上をする予定であります。

12款公債費につきましては、旧公営企業金融公庫資金、現在は地方公共団体金融機構資金を借り入れし、取得した財産が東日本大震災で被災した場合、被災施設の借換債として対象施設に係る起債の繰り上げ償還及び借りがえが認められることになったことから、繰り上げ償還する費用等として5億5,000万6,000円を増額補正するものであります。一般会計においては、主に沿岸部の道路整備において

借り入れした15本の起債が対象となり、借りかえ時の利率にもよりますが、最終的に4,200万円程度の利子軽減につながると見込んでおるところでございます。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

9款地方交付税につきましては、震災復興事業費における復興・活性化プロジェクト事業費の町負担分に充てるため、震災復興特別交付税168万5,000円を増額補正するものであります。

13款国庫支出金及び14款県支出金につきましては、児童手当支給費に係るそれぞれの歳入補正になりますが、国庫支出金として586万円の増額補正と県支出金として38万5,000円の減額補正を行うものであります。

17款繰入金につきましては、復興・活性化プロジェクト事業に係る東日本大震災復興交付金基金繰入金として673万9,000円を増額補正するもののほか、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金繰入金2,079万4,000円を増額補正するものであります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、亘理町議会12月定例会で議決いただきました「公の施設における指定管理者の指定について（浜吉田駅西自転車等駐車場）」に関連する債務負担行為の補正であり、委託業務に係る平成25年度から平成26年度までの債務負担の限度額を設定するものであります。

最後に、地方債の追加であります。歳出予算公債費においてご説明申し上げましたとおり、道路整備事業に係る被災施設借換債として5億4,880万円を新たに追加するものであります。

議案第11号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,617万円を増額し、最終歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,506万8,000円とするものであります。

今回の補正は、一般会計12款公債費でご説明した被災施設借換債と同じく、東日本大震災で被災した下水道施設に係る借入金の繰り上げ償還を行うもので、起債13本に対する繰り上げ償還費及びその利子分を合わせまして6,085万8,000円を増額補正するものと、災害復旧費の工事請負費の不足分として1,531万2,000円を増額補正するものであります。

歳入につきましては、災害復旧費に係る国庫補助金として公共下水道施設災害復旧費補助金1,388万7,000円を増額補正するものと、繰り上げ償還に係る借換債と

して公共下水道事業債を6,020万円増額補正するものがその主なものであります。
なお、繰り上げ償還に係る借りかえにより、最終的に680万円程度の利子軽減を見込んでおるところであります。

議案第12号 平成24年度互理町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、一般会計及び公共下水道事業特別会計の被災施設借換債と同様に、水道事業における被災施設に係る起債の繰り上げ償還を実施するための費用が補正の主なものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして、収入において繰り上げ償還に係る借換債として3,630万円を増額補正し、総額を2億370万1,000円とするものであります。支出におきましては、借り入れした5本の起債について繰り上げ償還をするための費用等として3,767万5,000円を増額し、総額を4億1,439万7,000円とするものであります。

なお、水道事業における今回の繰り上げ償還に係る借りかえにより、620万円程度の利子軽減を見込んでいるところであります。

報告第1号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）につきましては、町道互理下郡線で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成24年12月25日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）につきましては、衆議院議員選挙候補者掲示板（ドライブインサザエ駐車場内）で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成25年1月17日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上の提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます、提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第5 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田いちご団地造成（その1））から

日程第9 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度
逢隈いちご団地造成工事）まで
（以上5件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第1号 工事請負変更契約の締結についてから日程第9、議案第5号 工事請負変更契約の締結についての以上5件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議案第1号から議案第5号まで、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第1号から議案第5号まで一括でご説明させていただきます。

まず、初めに全体的な内容についてご説明させていただきますが、第1号から第5号までの議案につきましては、すべていちご団地の造成工事の変更契約にかかわるものでございます。その変更の数量、数的なものにつきましてはそれぞれ異なりますけれども、理由についてはすべて同じ理由というふうなことでございます。

その主な理由でございますが、先ほど町長の提案理由にもございましたが、各団地におきます参加人数、それから区画割りが確定したことに伴いまして造成面積、それから盛り土量並びに進入路の数等々がそれぞれに増減となっているところでございます。また、いちご団地周辺の圃場整備を行っておりますが、その圃場整備の計画がまとまったことによりまして、いちご団地に接続します水路につきましても圃場整備の計画に合わせた水路工事を行うというふうなことから、新設あるいは変更というようなことでの内容となっております。

さらに、道路の新設、変更がございますが、これにつきましては当初接続します既設の道路を使用するというふうな計画でございましたが、どうしてもいちごの出荷時などに混雑するというふうなことから、いちご団地内に5メートルの側道を設置いたしまして、他の道路への接続それから団地内の移動をスムーズにするというふうなことで、周辺道路の渋滞それから交通安全を図るというふうな目的が主な変更の内容でございます。

それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

工事請負変更契約の締結について。平成24年7月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工事名 平成24年度浜吉田いちご団地造成（その1）工事

2 請負金額 変更後の請負金額でございますけれども、5億3,342万300円で3,992万7,300円の増額というふうなことでございます。

契約の相手方 亶理町吉田字松元209番地10

田中建材輸送・八木工務店・渡辺工務店特定建設工事共同企業体でございます。

次のページをお願いいたします。

資料でございますが、2の工事の概要でございますが、変更する工事概要につきましてはここに記載のとおりでございます。それぞれ増減を行っておるところでございます。

工期につきましては、変更なしというふうな内容となっております。

次のページの3ページには位置図、それから4ページには平面図を添付してございます。

続きまして、5ページになります。

議案第2号 工事請負変更契約の締結について。平成24年7月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工事名 平成24年度浜吉田いちご団地造成（その2）工事

2 請負金額 変更後の請負金額が4億7,408万2,350円で、2,363万2,350円の増額というふうになってございます。

3 契約の相手方 亶理町逢隈高屋字中野上108番地

斎藤工務店・千石建設・小野工務店特定建設工事共同企業体でございます。

次のページ、資料になります。

2の工事の概要でございますが、先ほどの議案と同様に、ここに記載の内容で増減あるいは追加された内容となっております。

工期につきましては、変更はございません。

同じく、次のページに位置図、さらにその次に平面図を添付してございます。

次に、9ページ、議案第3号でございます。工事請負変更契約の締結について。平成24年7月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工事名 平成24年度開墾場いちご団地造成（その1）工事

2 請負金額 変更後の請負金額でございますが1億9,355万2,800円で、1億2,669万7,200円の減額となっております。こちらの工事につきまして大きく減額になっておりますが、その主な理由でございますけれども、当初参加申し込みのあった農家の方々に、途中で都合により不参加というふうな農家の方もいらっしゃいました。その不参加となった農家の方が希望しておりました団地が、この開墾場いちご団地というふうなことで、一番人数が多かったということで、結果的にこの金額につきましても大きく減額になったというふうな内容でございます。

3 契約の相手方 亶理町逢隈高屋字中原39番地1

太田工務店・芦名組・宮城林産特定建設工事共同企業体

次のページをお願いいたします。

資料でございますが、2の工事の概要につきましては、同様に変更内容につきましてここに記載のとおりでございますが、ほぼ全額が減というふうなことになってございます。

工期につきましては、変更はございません。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページ、議案第4号でございます。工事請負変更契約の締結について。平成24年7月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工事名 平成24年度開墾場いちご団地造成（その2）工事

2 請負金額 変更後の請負金額が4億2,980万3,850円で、4,130万3,850円の増額となっております。

3 契約の相手方 亶理町荒浜字水神62番地

阿部工務店・岩佐組特定建設工事共同企業体でございます。

次のページをお願いいたします。

2番の工事の概要でございますが、下記の内容で増減とそれぞれなっているとこ

ろでございます。

工期につきましては、変更はございません。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。

17ページ、議案第5号でございます。工事請負変更契約の締結について。平成24年7月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工事名 平成24年度逢隈いちご団地造成工事

2 請負金額 変更後の請負金額でございますが2億7,399万2,250円で、950万7,750円の減額となっております。

3 契約の相手方 亘理町字東郷209番地5

阿部春建設・結城組特定建設工事共同企業体でございます。

次のページ、18ページになりますが、資料2の工事の概要でございますが、同様に下記記載のとおりそれぞれにおいて増減するものでございます。

なお、工期につきましては、変更はございません。

以上で、議案第1号から第5号までの説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 当局からの説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第1号 工事請負変更契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 工期ですけれども、工期の変更はないんですよね。3月20日までですね。あと1カ月ちょっとですね。それまで、造成事業は完全に終わる予定になっているんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今のところ、造成工事につきましては約85%ぐらいの進捗率になっています。ただし、開墾場いちご団地の1、2につきましては、東側に橋本堀の川の災害復旧工事があります。この辺で、橋本堀沿いに側道をつくるんですが、その工事が若干延びるんじゃないかと懸念はしております。そういうことで、もし工期変更等があれば3月議会のほうでお願いしたいなと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） まず、浜吉田その1なんですけれども、これはコンマ4ヘクタール減となっておりますけれども、当初の予算が4億9,300万円で、今回変更請負が5億3,300万円と減になったところに対してこの金額が増になったということに対して、ちょっとお願いしたいのがまず1つ。

それから、開墾場その1もそうですね。マイナス5.6ヘクタール。平米計算でいきますと……。

議長（安細隆之君） 議案第1号の部分で質疑をお願いします。（「ああ、失礼しました」の声あり）農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、造成面積につきましては、あくまでも盛り土の面積でございます。これにつきましては、約0.4ヘクタールほど減というような内容でございますが、図面でございます。4ページをお開き願いたいと思います。4ページの常磐自動車道の側道の周りに、何も書いていない三角形と四角形がありますよね。その分の造成を今回はしないと。いずれ、この中に残土などを入れながら造成していきたいと考えております。三角地でございますので、いちご団地の方々をここに入植するということは大変難しいので、この土地については今後組合で何かつくるような施設にしたいと考えております。

あと、この増額の要因は、まず道路です。道路工で819.7メートルほどふえた。これは、常磐自動車道のほうに全線側道をつけるというような計画をしております。そういうことでふえております。

あと、水路につきましては、当初水路でございました、全部。ところが、西側のほうに圃場整備をするような計画がありましたので、どういう水路の形態が入るのかその辺でまだわかっていませんでしたので、今回水路に排水フリュームなどを入れるような計画をしております。これが1,445.4メートル。規模的には、700掛ける1,600と700掛ける1,300、あと500掛ける500、あと300掛ける300と各コンクリートの側溝が入るといような状況でございます。

以上が主な増額の要因でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 工事請負変更契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もうちょっと詳しく述べてほしいんですけども、造成面積が変更されておりますけれども、これはどういう理由で。それだけちょっとお願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） あくまでも造成面積といいますと、側溝が入ればその分だけ造成面積がふえます。というのは、土水路の場合、法勾配が上幅で広くなります。ただ、その土水路の中に側溝を入れた場合、上幅が狭くなります。狭くなるということは、造成面積が広がります。そういうことで、水路の敷設等が確定しましたので造成面積が若干ふえていますというような状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 道路工が、幅5メートルの側道部分が361メートル新設されると。この図面を見てもなかなか理解しにくいんですが、この8ページの図面ですとどの部分が、色別になっているかどうかですね。ちょっとここで示していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 常磐自動車道の側道でございます。（「ああ、側道」の声あり）常磐自動車道。（「これ、図面で」の声あり）図面で、要するに上のほうに常磐自動車道があるんですけども、茶色の部分が側道でございます。（「ああ、茶色」の声あり）

その中に、常磐自動車道で一部進入路ということでつくっているところもあります。だから、今回は常磐自動車道の西側に全部側道を配置したということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 常磐自動車道の側道はわかるんですが、今回この増設する部分はこの図面でいうとどこの部分なんですかということを教えていただきたい。全部ですか。三百何メートル来ているんじゃないですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） この中でどこですかといわれると、色だけの話しなんですが、まず工区境につきましては、この平面図、8ページで下のほうに1工区、2工区の境がありますよね。これで1工区、2工区を分けています。その中で、図面に濃く塗色した茶色の部分が今回新しく増設した道路でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 私、平米単価で出しましたけれども、例えば当初予算4億5,000万円に対しては平米2,960円とこういう形になりますけれども、今回プラスになっているということは、変更では3,099円と平米当たりになります。今回、このプラスというのは道路工と水路工のふえた分と見てよろしいのかどうか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） そのとおりでございます。ほとんどが水路工につきまして新しく側溝等を入れますので、それが増額になっています。

あと、増額の要因につきましては、盛り土につきまして約0.1ヘクタールほど増になっていますが、この金額的にはやっぱり1,500万円ほど増額になっています。ただ、平米数だけではないんですよ。というのは、盛り土をすると沈下量があります。だから、その場所その場所によって盛り土をしても沈下量が多ければ多いほど盛り土量が多くなりますので、その状況で造成の工事も変更になっておるということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 工事請負変更契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 造成面積が減りましたが、参加人数の状況を教えてください。そして、その減った理由も教えていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今回の開墾場のその1につきましては、参加人数が10人でございます。あとですね……。〔「当初は」の声あり〕ここだけでよろしいんですね。ああ、当初。〔「当初は何人で」の声あり〕要するに、一番先に開墾場いちご団地について1と2で48人入る計画でございました。今回、1と2で29人になっております。ですから、48名から29名です。19名の方が、1と2で減っているという実情でございます。

先ほど、財政課長が説明したように、今回いちご団地の入植者の関係については6月上旬ころ再度最終確認しました。その時点で、浜吉田いちご団地のほうは全員を入れるような形にして、開墾場いちご団地のほうについては今後圃場整備等に土地利用を図るということでございましたので、なるべく開墾場いちご団地のほうで減というような形を考えておりました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） そうすると、今まで造成工事をしていた上の部分というか北のほうの部分は、今後どのような計画を立てていらっしゃいますか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） この図面でいいますと、12ページでございますが、左側の

ほうにみどりの線で破線の道路があります。これが避難道路の五十刈線でございます。この部分と今回塗色した道路の間が減額になった区域でございますが、メートルにして約180メートルほどの長さでございますが、この部分については今後大区画圃場整備の計画を持っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 最後です。すみません、さっきの19名がこのいちご団地から脱退されたということなんですけれども、その方たちの今後は、いちごはもうやめたということなんでしょうか。何かその方たちの今後は心配なんですけれども、どのような方向に向かっていらっしゃるんでしょうか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今まで議会でいろいろとその関係の質問について答えておりますが、今回やめたというのは、あくまでも高齢者または夫婦で、やっぱりいちごを栽培するためには1人だけではできないんですよ。ですから、夫婦の中でどちらかが病気とかそういう形で今回入植を断念したというような形でございますが、今後、今考えているのは、高齢者につきましてはいちごファームのほうに2月から採用しまして、10名ほどでございますが、そういう形で雇用を図っていきなと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） また先ほどと同じ話になりますが、まず開墾場その1、当初の請負が3億2,000万円ということで、平米当たり2,647円。今回、ほとんど変更後は全部下がっているわけなんですけれども、平米当たり2,978円とアップになっているんですけれども、これはどういうところにプラスになったのか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先ほどと同じでございますが、確かに平米単価で割り返すといろいろと金額のばらつきがあります。というのは、造成面積と要するに沈下量が原因となってきます。ですから、私は一番先に大体平均沈下量というのが70センチぐらいというような話をしていましたが、浜吉田のほうはかなり沈下量がありました。ですから、造成の平米を割り返すと高くなります。ただ、ここについては平均的に約72センチの造成の厚さという形でございますが、一概に割って安い、高いという状況でないということをご理解願いたいと思います。以上でござ

ざいます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 私、6.5ヘクタール減ということで、これから追っていけば1億7,200万円になるかなとこう思ったわけです、2,000万円アップになっているなど、これは何なのかなとこのことを私は思ったわけですがけれども、それは今わかりました。

それで、要するにこれは金額を幾ら高くしてもこれは元請けが一番喜ぶわけでありまして、その次に下請けというのがありますけれども、けさの河北新報にも載っていました。これは、私は以前から、会社にいたときから大手ゼネコンとのつき合いがありましたので、もう元請けというのはきちっと取るんですね。下請けにはまたどんどん減っていくので、こういった中で1億2,000万円プラス、ここをよく監視しながら、チェックしながらいってもらえればと、要するに元請けに対してですね。下請けと元請けは、これはそちらの会社のほうなのでそれは関係ないと思いますけれども。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 議員さんの言っている元請け、下請けの関係でございます。ゼネコンに対しての、きょうの新聞だと私は思っておるんですが、うちのほうはあくまでも地元の業者をジョイントでやっております。そういうことで、確かに下請けは入っています。ただ、その下請けが何番までの下請けかは私も確認をしていませんけれども、せいぜい入ったからって3つぐらいかなと私は思っています。そういうことで、きょうの新聞等のあれは、あくまでも大きな工事で大手ゼネコンが取った場合そういうこともあるよという認識かなと私は思っているんです。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） ちょっと確認ですがけれども、この1億2,600万円の減額でこの事業は大体確定、今の時期で契約の変更だから事業確定、あとは動かないのかなとその辺の確認だけ。（「えっ」の声あり）もう変更ないのかな、その後には。もうこんなに減額しているけれどもね。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今の時点で、大まかな数字を確定しました。ただ、細かい

数字が若干出てくるのかなど。3月でその辺をまた精査したいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 佐藤アヤ議員とも関連しますけれども、当初48人が29人に、19人減ったと。その減った19人は、要するに行政区ごとにわかりますかね。だから、大畑浜北、大畑浜南、吉田浜北、吉田浜南、わかりますかね。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 大変申しわけございませんが、今のところちょっと資料を持ってきていませんので、答弁することはできません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 入るのを辞退した時期はいつころですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 私がさっき言ったように、6月上旬でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 昨年6月上旬ですね。そうしますと、あのころというのは、要するにいろいろ経過があったからここで経過を述べる必要もないと思うんですけれども、よくご存じですからね。要するに、復興庁の関係もあっていちご団地をつくと。だけれども建てる見通しが立たないという不安があって、お年寄りの方も多いと思うんですけれども、町のやり方、説明も含めて非常に不安があって入植を断念したという方もあると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 私は、今の質問についてはちょっと違うのかなと思っておりますが、あくまでもいろいろとうちのほうで発注する段階で、ことしの9月の定植を見据えていろいろな形の事業を計画しておりました。その中で、きれいな形で発注すれば確かにいいんです。ところが、ある程度の概要が固まった時点で発注した嫌いはあります。ですから、その辺の入植者の数を把握していなかったんじゃないかといわれればそうかもしれませんけれども、そういうこちらの事情等も察しの上、ご理解願いたいなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 工事請負変更契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 工事請負変更契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ちょっと確認です。

当初、団地の入植者は104名、いちごが99に花卉が5名ということなんですけれども、その全体でいちごの方が19名減ということですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今の議員さんが言っているのは、最終的な数字が今の数字

であって、前の数字は122でございます。あと、花卉について6名が5になったと。122人が99、あと花卉、野菜が、6が5になったと。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いします。

排水溝ですね。水路工、排水路工ですけれども、これ、ふえた理由は何ですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） これは、圃場整備が確定したことによって排水の場所が決まったということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） この議案の第1号から第5号までの、要は造成工事に伴う粉じん対策ですね。強く要望したいんですが、今、割山からさざんか通りといいますか、あそこを下っていくところ。それと北長瀬、長瀬ガーデンから稲荷神社、あの辺を通るところ、非常にダンプの通行量が多いです。問題は、これから粉じん、非常に今でさえも散らかしているというか、風が飛んで洗濯物あるいはうちも閉めざるを得ない、そういうところから散水車の手配を強く要望したいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、お答えいたします。

道路の清掃ということでございます。今現在、町内に土場を5カ所ほど取っています。それで、工事安全協議会というような組織も去年の10月に設立しました。それで、その中でこのような話も当然ございました。それで、町としましてはそのような土場の管理者のほうに道路清掃車を要望しまして、近々中に長瀬、その辺につきましては2月の下旬からこのような道路清掃をする予定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。再開は、11時20分といたします。休憩。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第6号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地））

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第6号 土地の取得についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、議案第6号 土地の取得につきましてご説明を申し上げます。

今回、この土地につきましては、今回の東日本大震災で被災されました皆様のうち災害危険区域内にお住まいだった方々の集団移転先団地として、荒浜の中野地区内に整備を予定しております土地の取得でございます。

議案第6号 土地の取得について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により次のとおり契約を締結するものでございます。

- 1 事業名 亶理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）
- 2 所在地 亶理町荒浜字中野148番 ほか16筆
- 3 面積 1万9,176.79平方メートル
- 4 金額 8,437万7,876円
- 5 契約の相手方 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地77-2

木村 長一 ほか7名

こちらのほうの団地につきましては、集団移転を希望されている方が32、それから災害公営住宅の戸建てをご希望されている方が8ということで、40区画分の整備の予定地となります。

続きまして、22ページをお開きください。

資料といたしまして、土地取得明細表をつけさせていただいております。亘理町荒浜字中野148番から亘理町荒浜字中野211番3まで17筆、総面積が1万9,176.79平方メートル、今回の買収単価が田ということで1平方メートル4,400円でございます。

23ページ、24ページにつきましては、今回の事業用地の位置図、それから公図の写しのほうをつけさせていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、買い取り単価ですけれども、4,400円ですね。この根拠を示してください。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 今回の1平米当たり、田んぼについて4,400円でございますが、前にも同じような土地の取得の関係でご説明申し上げておりますが、こちらについてはもちろん不動産鑑定を入れた中で取引事例を参考といたしまして、この4,400円という鑑定評価が出ております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 何人の不動産鑑定士を入れたんですか。もし、実名で答えることができれば教えてください。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 不動産鑑定を行った事業所といいますか業者については1社でございますが、実際のこの不動産鑑定を行う上で2名の不動産鑑定士がこの不動産鑑定を行っております。

実名ということでございますけれども、不動産鑑定士なので構わないと思いますが、1名が……。ちょっとお待ちくださいね。すみません、業者名を申し上げます

す。その中に2名の不動産鑑定士がおります。業者名が、一般財団法人日本不動産研究所でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 一般財団法人日本不動産研究所ですね。まあ、それはそれでいいんですけども、その方々が1平米4,400円として提示して、そのとおりの4,400円で買い取りをしたのか、それとも例えば3,500円だったやつを900円上乗せしたのか、それとも逆に5,000円だったやつを600円引いて4,400円になっているとか、その経過をちょっと説明してください。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 価格を調整したような意味合いはございません。不動産鑑定の価格で、4,400円という不動産鑑定が出ております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 集団移転の初めての事業になりますけれども、荒浜の中野団地、昨年の7月の説明会では坪当たり4万6,200円、平米当たり1万4,000円という金額を提示しての説明会を開いたと思いますけれども、その金額で今回のこの4,400円という部分はこれがもとになっているのでしょうか。それとも、これ、どうなんでしょうかね、何か。これで、4万6,200円で坪当たり売ることができますか、もうちょっと高くなるんですかね、低くなりますかね。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） ただいま議員が申されました昨年7月の荒浜中野団地の1平米当たり1万4,000円と申しますのは、その団地をご希望される方に対して今後土地を分譲する単価といたしまして示したものでございます。

なお、その時点で宅地として分譲する価格の一応目安として出させていただいております。実際には今後団地が整備され、そこに入っていく際、再度不動産鑑定評価をさせていただきながら、その時点での適正な価格を示していくということになるかと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） この事業計画予定、図面ができていないか。その中に、公共施設等がどのような形で入っていくのか。

あと、1戸当たりの予定というか販売の面積だね。どの辺からどの辺までになっ

ているかということを一かつ説明してください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 荒浜中野団地のほうの公共施設のほうの整備計画でございますが、団地内に整備します道路、これについては幅員が6メートルということで、約700メートルを予定しております。そのほかに公園1カ所、汚水施設といたしましての管渠あるいはマンホール等の整備、それから集会施設、その他あと防災調整池のほうを整備する予定というふうになってございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

8番（鈴木高行君） 1戸当たりの面積は、大体。（「1戸当たり」の声あり）1戸当たりの販売の宅地の面積はどのぐらいなの。40戸つくるんでしょう。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 防災集団移転促進事業の中のその面積については、移転されるご希望の面積を一応計画の中に入れていただいております。その中でいいますと、荒浜中野につきましては60坪、80坪、100坪、120坪、150坪ということで、それぞれご希望に添う形の中での整備をする予定ということになります。

あわせて、災害公営住宅の戸建て住宅については、以前からこの整備をする際には敷地面積を65坪というふうにさせていただいておりますので、今申しましたそれぞれの面積、ご希望を兼ね備えた形での整備予定地ということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 取引買い取り価格、土地の買い取り価格なんですけれども、先ほど取引の事例を参考にするとおっしゃっていましたが、その取引事例の中でもやはり周辺地域というふうなことで限定されると思うんですよね。この場合は、どの場所の周辺地域の取引事例を参考にしたのかお知らせいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 取引事例につきましては、この周辺と申しますか、もちろん入っております。同じ圏内となりますが、荒浜中野の平成22年の6月の取引事例を参考とさせていただいております。なお、前にも説明申し上げましたが、交通の接近条件とか自然的条件、行政的条件とかそういうものも総合的に勘案して

の価格の提出でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 平成22年の取引よりも今回は1平米当たりの単価は上がっているんですか、低くなっているんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 今申し上げましたとおりいろんな条件がございますが、時点修正等はもちろん行わなくちゃいけないものですから、そういったものも含めましてその当時の価格よりは下がっているというふうな状況でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 最後に、この不動産鑑定士が現場に足を運んだかどうか確認できますか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） もちろん、鑑定書の中にもきちんと現場の状況を把握するため現場に立ち入っているというふうな報告も出ておりますし、不動産鑑定士はもちろんその近接状況とか確認は必ず行っております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地））

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第7号 土地の取得についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、議案第7号をご説明申し上げます。

こちらのほうの土地の取得でございますが、防災集団移転促進事業によりまして集団移転先となります団地の整備用地ということでございます。場所につきましては、吉田中学校の南側ということになります。それでは、議案の説明に入ります。

議案第7号 土地の取得について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により次のとおり契約を締結するものでございます。

- 1 事業名 亶理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）
- 2 所在地 亶理町吉田字舟入北72番1 ほか8筆
- 3 面積 1万6,311.32平方メートル
- 4 金額 5,639万8,041円
- 5 契約の相手方 宮城県亶理郡亶理町吉田字松元219番地

江川 淳一 ほか5名でございます。

こちらのほうの団地につきましては、集団移転をご希望されている方が23戸入る整備ということでございます。

26ページ目のほうをごらんください。

土地取得明細表といたしまして、亶理町吉田字舟入北72番1、ここから亶理町吉田字舟入北75番4まで9筆、買い取り単価につきましては畑が1平方メートル当たり3,500円、田んぼが1平方メートル当たり3,400円でございます。

27ページ、28ページには位置図、そして公図の写しのほうを添付させていただいております。

よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 防災集団移転の事業で、吉田上塚団地、この4戸の方はどうなるんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 吉田上塚団地につきましては、当初町の防災集団移転促進事業計画の中で1つの団地として計画をさせていただいておりました。そういった中で、ご希望を確認させていただいたところ、ちょっと参加ご希望が4戸ということがございます。そういった中での取り扱いといたしまして、吉田上塚団地、そして近接する吉田大谷地団地というのが同じ行政区内、そして浜吉田駅周辺の地域ということでの市街地を一体的に形成されている地域の中に移転をするということで、場所はちょっと離れておりますけれども、一体の団地として整備をすることで国のほうと調整をさせていただいて認めていただいているということで、今後は上塚団地のほうについてもこの事業を活用しながら整備し、ご希望される方の今後の生活再建する場の提供をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） この舟入北団地の中の面積に、農用地の白地と農振農用地が含まれているのかいないのか。もし含まれていた場合、その白地と農振地域との鑑定の中でどのように評価したのか。単価的に違うのか変わらないのか。それらについて。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 舟入北団地につきましては、ほとんどが農振白地でございますが、一番西端の筆だけが農振農用地に入っているようでございます。ただし、評価につきましては市街地に近くて宅地の影響を受けているということがございますので、そこで農振農用地と農振白地の価格の差はございませんというか、そういった鑑定評価を行っております。一団の土地として使用する形をとっているもので、そういった評価となっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 前の荒浜のときもちょっと聞いたんですけども、農振農用地と白地は評価額が違うんだって。白地は将来の宅地を見込めるところだと、要するに農業振興地域は違うんだとそういう回答があったと思うんですね。それらを含めると、今回は一部であっても用地としては黄色地と白地と、農業の図面からいえば違うわけだ。それを今回は一緒にして、一団の団地だから等価でやるというというような話なんだけれども、やっぱり前の話、荒浜のときは、中央工業団地のときは農振農用地だから300万円だと、今度は荒浜のこっちにきたときは四百何万円

だというような話で説明は受けているんだね。そういう差がついているわけだ。一団の団地であっても、やっぱりそういう前の過程があるということは、それらは何か兼ね合いというのではないのかな、そういう説明をしているということに対して。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 前に、荒浜の災害公営住宅のときだったと思いますけれども、工業団地が完全な一画の農振農用地だったと思います。この評価につきましては、やはり同じことの説明になってしまいますが、宅地化の影響を受けており、そこで一団の団地としての買い取りが妥当であるということでの見解で評価をさせていただいて、お示しさせていただいたということでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 私もここはよく現況を知っているけれども、将来の宅地見込みというのは、多分この災害の集団移転があったからこそ将来の宅地になるというような話であって、先々からここを宅地化しようなんていう計画は、もとはなかったはずだ。だから、宅地化なんていう理由は余りつかない、この場合は。要するに、そういう集団移転地として選択したから、ここに手をつけたからということで宅地化という表現をしているけれども、実際の話はそういうところではないの。だから、それに対して白地と農振農用地との区別もしないと。前は、中央工業団地のときは、もっともっとあそこは条件のいい所だ、ここから比べれば。そこで差別しているわけだ、荒浜と比べると、今回はなしということ。そういう条件下というのは、やっぱり1回線を引いたらばそういうのは通すべきだと思うんですけどもね。この辺はどうだろう。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 一概にといいますか、鑑定士等の見解はもちろんこの中でうたわれるといえますか、確認はしておりますが、同じことを申し上げますけれども、農用地の指定解除を前提としての開発に係る土地の買い取りということで、同じ見解というふうな形になると思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地））

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第8号 土地の取得についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、議案第8号 土地の取得についてご説明申し上げます。

こちらのほうの土地の取得につきましては、防災集団移転促進事業で移転先団地として計画しております吉田小学校西側を集団移転先として整備する予定地の用地でございます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により次のとおり契約を締結するものでございます。

- 1 事業名 亶理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地）
- 2 所在地 亶理町長瀬字南河原1番1 ほか14筆
- 3 面積 1万4,909.32平方メートル
- 4 金額 4,174万6,096円
- 5 契約の相手方 宮城県亶理郡亶理町長瀬字長井戸33番地2

平間 孝一 ほか4名でございます。

こちらのほうにつきましては、集団移転の団地が24戸分、災害公営の戸建て分が2戸分、全部で26区画分を整備する予定地でございます。

続いて、30ページのほうの土地取得明細表でございますが、亶理町長瀬字南河原1番1から一番下の亶理町長瀬字南河原40番4まで15筆、合わせて1万4,909.32平方メートルでございますが、買収単価のほうにつきましては畑が1平方メートル当たり2,800円、田んぼが1平方メートル当たり2,800円ということでございます。

31ページ、32ページにつきましては、今回の位置図それから公図の写しのほうをつけさせていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明ありましたけれども、防災集団移転促進事業ですね。吉田南河原集団移転が24戸、そして災害公営住宅が2戸ですね。合計26戸ですけれども、この災害公営住宅の2戸分は別な議案として出すわけではないんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） こちらのほうを防災集団移転促進事業の中に含めさせていただいているというのは、実際のところ今回の対象となる用地を現時点で災害公営住宅、そして防災集団移転促進事業という特定した土地として捉えることが難しいということで、防災集団移転事業の中にあわせて含めさせていただいております。

なお、後ほどご説明申し上げますが、災害公営住宅の戸建ての分の用地の取得について後ほどご説明する場合、こちらのほうについては完全に災害公営住宅として整備をするという特定の土地がはっきりわかっておりますので、その分を区分させていただきながら議会のほうにご提案をさせていただいているということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 土地の取得について（亘理町災害公営戸建住宅（荒浜中野）整備事業）

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第9号 土地の取得についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、議案第9号 土地の取得につきましてご説明申し上げます。

こちらのほうの土地の取得につきましては、災害公営住宅の戸建て住宅を整備する予定地として取得するものでございます。

議案第9号 土地の取得について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により次のとおり契約を締結するものでございます。

- 1 事業名 亘理町災害公営戸建住宅（荒浜中野）整備事業
- 2 所在地 亘理町荒浜字中野145番 ほか4筆
- 3 面積 5,472.36平方メートル
- 4 金額 2,407万8,384円
- 5 契約の相手方 宮城県亘理郡亘理町荒浜字東木倉8番地
岩間 建夫 ほか2名

34ページのほうには土地取得明細表ということで、亘理町荒浜字中野145番から亘理町荒浜字中野147番1まで5筆、5,472.36平方メートル、買収単価につきましては田んぼといたしまして1平方メートル4,400円でございます。

35ページに位置図、36ページに公図の写しをつけさせていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議

員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いします。

議会で議決された場合、地権者とはいつ用地の売買契約を結ぶんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 用地の契約につきましては、本日議決をいただいた日が最終的な契約日となりますが、事前に仮契約を整わせてこの議会に提案しておりますので、地権者とは1月23日に仮契約を結んでおります。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 平成24年度互理町一般会計補正予算（第9号）

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第10号 平成24年度互理町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第10号 平成24年度互理町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページになります。

平成24年度互理町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,349万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ934億8,742万6,000円とする。

第2条 債務負担行為の補正

債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条 地方債の補正

地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、13ページをお開きいただきたいと思っております。

13ページの歳出でございます。

初めに、3款の民生費でございますが、2項4目児童措置費509万円の増額でございますが、右側説明にあります、今後支給します児童手当の予算に不足が見込まれることから増額するものでございます。

次に、6款1項4目農業振興費40万円の増額ですが、東日本大震災以降、野ネズミが大量発生しているというふうなことから、その駆除経費としましてみやぎ亙理農業組合に補助をするものでございます。

8款土木費の4項4目公園管理費、補正額はゼロでございますが、右側説明にございますけれども、工事請負費から負担金補助及び交付金に予算の組みかえを行うものでございます。これは、逢隈公園の上水道工事につきまして、当初は都市建設課で直接工事を行うというふうな予定でございましたが、今回上下水道課への委託工事を行うというふうなことから予算の組みかえを行うものでございます。

5目街路事業費210万円の増額ですが、説明は次のページになります。説明の一番上、右側の一番上になりますけれども、3月16日にJR常磐線が浜吉田駅まで運行を再開されるというふうなことから、浜吉田駅西自転車等駐車場の管理人室を建てかえるというふうな工事費でございます。

次に、6目復興事業費842万4,000円の増額ですが、これは復興・活性化プロジェクト事業といたしまして交付金事業として新たに行う事業でございます。内容につきましては、今まで実施しました交付金事業、それからこれから行う事業につきまして、さらなる効果を上げ町の活性化につなげるというふうな目的から、この事業の実施、それから実施した事業の検証等を行うものでございます。今回につきましては、いちご団地のイチゴが収穫される前段といたしまして、余り販路

のない京浜市場を含めました都市圏を対象にNPO法人、それから企業等に受け皿になっていただきまして、各種イベントを開催していただきまして、その際に亘理のイチゴの販売、それから亘理のイチゴを使いましたケーキ、それから加工品、そういったものをつくっていただきまして、それをつくった方、それから食べた方、参加者になりますけれども、それぞれの方のアンケート調査、それからその報告書の作成などを委託するものでございます。その委託料としまして400万円、それからイベント等に使用します購入費といたしまして、イチゴの購入費としまして消耗品として200万円、それからイベント、それから協賛企業そういったものの紹介を行いまして、PRそれから事業効果を上げるためというふうなことで、新たにウェブサイトを構築するというための委託料といたしまして200万円を増額補正するものでございます。また、実施しました事業の検証と今後実施する事業を検討するため10人ほどの検討委員会を設置しまして、その委員報酬といたしまして15万7,000円を増額補正するものでございます。

なお、今後核となりますNPO法人の立ち上げ、それから都市圏の連絡調整等につきましては、復興庁の職員も参加しまして行っていただくというふうなことになってございます。

次に、5項1目住宅管理費174万6,000円の補正につきましては、袖ヶ沢住宅周りの舗装のひび割れ等がひどいというふうなことでの補修費でございます。

10款2項2目教育振興費102万円の増額ですが、新年度で使用いたします新3年生の社会科の副読本350部の印刷費でございます。

11款3項2目公立学校施設災害復旧費1,551万6,000円の増額ですが、説明は次のページになりますけれども、備品の購入費でございます。これにつきましては、荒浜小学校が4月から再開されるというふうなことから、それに合わせて備品の購入を行うものでございます。

次に、12款公債費1項1目元金5億5,000万6,000円の増額でございますが、これは公営企業金融公庫資金を活用して行いました道路整備等の財産につきまして、今回の東日本大震災で被災した場合、被災施設借換債というのが認められることになりました。そのようなことから、この借換債の対象となります、当町でいきますと15本の起債分につきまして繰り上げ償還を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、9ページ、10ページをお開きい

ただきたいと思います。

それでは、歳入でございますが、9款1項1目地方交付税168万5,000円の増額でございますが、これは先ほどご説明申し上げました復興・活性化プロジェクト事業費の俗にいう補助残分に対して交付されます震災復興特別交付税でございます。

13款1項1目の民生費国庫負担金586万円と、その下になります14款1項1目民生費県負担金の38万5,000円の減額でございますけれども、これにつきましては右側説明に羅列されておりますけれども、児童手当等につきまして年度途中から名称、それから制度が変わったというふうなことで、それぞれ款において調整するための増減でございます。

17款繰入金でございますが、次のページをお願いいたします。

一番上になりますが、1項1目の財政調整基金繰入金2,079万4,000円につきましては、今回の補正で歳出に対しまして歳入に不足する分の調整財源として繰り入れするものでございます。

その下になります12目東日本大震災復興交付金基金繰入金673万9,000円の増額ですが、これは復興・活性化プロジェクト事業の交付金でございます。

20款町債1項4目土木債5億4,880万円の増額ですが、先ほど歳出でご説明申し上げました地方債15本の繰り上げ償還につきまして、被災施設借換債といたしまして借りかえを行うものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページ一番上になりますが、第2表 債務負担行為補正でございます。事項でございますが、浜吉田駅西自転車等駐車場管理業務委託料、期間が平成25年度から平成26年度まで、限度額に574万円を定めるものでございますが、これは4月から指定管理というようなことで駐輪場をお願いするものでございます。

第3表 地方債補正でございますが、先ほどご説明申し上げました被災施設借換債として借りかえを行います15本分の道路整備事業債でございます。限度額が5億4,880万円、起債の方法につきましては証書借り入れまたは証券発行、利率が年3%以内、償還の方法につきましてはここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議

員。

16番（鞠子幸則君） まず、14ページですね。8款4項浜吉田駅の管理人室はどこに建てかえるんですか。場所ですね。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 浜吉田駅の駐輪場の管理人室の場所でございますが、今現在建っている場所を壊します。その場所に建てまして、東側にひさしをもうける計画でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今度は16ページですね。

今、説明ありましたけれども、8款4項6目復興・活性化プロジェクト事業費で10人で検討委員会を組織するといわれましたけれども、10人のどういうメンバーを検討委員にするんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課復興管理専門官。

企画財政課復興管理専門官（山中松樹君） 委員の予定、今現在考えておりますのは、亘理町の観光協会を初め農協など各種団体の方で市場販路に詳しい担当者の方と、それから県内外で活躍されている方で、一例を申し上げますと国の復興推進委員会の委員の方も候補の予定を考えております。また、県外で活躍されている、これも予定でございますが、日本を元気にする会とかこういったことを専門にしているらっしゃる大学の教授、またこういったことで民間の会社で専門にコーディネーターなどを行っている会社の方を今現在考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この事業に復興交付金を使うわけですが、いわゆる5省40事業のどこの交付金なんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課復興管理専門官。

企画財政課復興管理専門官（山中松樹君） 国土交通省でございます。

16番（鞠子幸則君） 名称も。

議長（安細隆之君） 企画財政課復興管理専門官。

企画財政課復興管理専門官（山中松樹君） 市街地復興効果促進事業いわゆる一括効果促進事業の補助金でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 14ページの6款、説明の中の野ネズミ駆除の件なんですが、これは農地の駆除と先ほど説明がございましたけれども、農地の駆除をどのようにするのかちょっとお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 野鼠駆除でございますが、今回除塩した区域、25年度から作付する区域も含めて約1,600ヘクタールほどの予定で、この野鼠駆除をしたいと。今後、除塩をまだしていないところについては、まだ配付は考えていません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） まず、どのように駆除するのか。殺鼠をするのか、あと追い出すのかということなんですけれども、私はそのことをちょっと聞いたかったですけれども、まず現在、仮設住宅、こちらのほうにすごいネズミが入ってくるとこういう、もうあちこちの仮設住宅で言うております。前回、被災者支援課長のほうからの話では、まずネズミが寄らないように下には物を置かない、それから集まるような物を外には置かないというような、隠れるような物は置かないというようなことを言っていましたけれども、もう中に入っちゃっているんですね。床の下に入っているということも聞きましたし、またリフォームして戻った方もいますけれども、もう2階は運動会をやっているとそういう話も聞きました。これは、小橋付近の方々ですね。

ですから、その駆除方法をちょっと考えていただきませんか、もう農地はやった、やったけれども今度はどんどんこちらのほうに攻めてきたとなった場合、もうそれこそ子供たちに例えばツツガムシ病、こういったものをああいいうネズミというのは運んできますから、やはり気をつけなきゃいけない。ましてやサルモネラ菌ですか、こういったものも持っています。もう、こういったもので子供たちのほうに迷惑をかけないような形で、ツツガムシというのは通常でもかまれる人かまれるんですけれども、やはり野ネズミが一番持ってきますから、そういった形でどういうふうに関後対応していくのかちょっとお聞きします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 最初に、農地のほうの除去状況についてご説明申し上げます。

まず、ヤソジオンという粒剤でございますが、畦畔等に穴があいた所にそれを入れるということで駆除したいと考えております。あと、仮設等についてはお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 仮設住宅におきますネズミ等の出没状況、件数でございますが、今までにおきましても77件ほどの問い合わせがございます。昨年の12月3日に開催されました大震災復興支援特別委員会でも皆さんにご説明申し上げましたが、駆除につきましては基本的には入居者の方での対応ということでございまして、粘着シート、それから食べ物等を先ほど言ったように床に置かないとか、あと家の周りにつきましても隠れる場所や巣になる所、そういうところをつくらないでほしいということでお願いしているところでございます。

調査をいたしましたところ、12月以降につきましては特にふえているという状況ではございません。また、県内においても仮設住宅団地におきましてネズミのほうが増えているということでございまして、県の補助であります仮設住宅管理経費でございますが、そういったものも認められるようになりましたので、今後については粘着剤や殺鼠剤、そういったものを購入いたしまして、住宅の適正な管理そういったものを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 先ほど農林水産課長から野ネズミの駆除がありましたけれども、農林水産課と打ち合わせをしまして、農地とそれから宅地周り、これを同時進行的な形でやっていかなければいけないんじゃないかというようなことから、宅地周りとしても町民生活課のほうで平成24年度の現予算を衛生費の中でちょっとかき集めて対応したいなというふうに考えておりまして、ただ宅地周りですと猫とか犬がいるもんですから、そういった形でできるだけそういった動物に害を与えないような薬が今大分開発されておりますので、その辺も考慮して、今区長さん方といろいろ協議しながら対応を図っているとそういうところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 先ほどネズミが減ってきたというような話を聞きましたが、ネズミというのはなかなか減るといのは難しいんですね。もうネズミ講じゃありませ

んけれども、もうどんどんふえるのがネズミなんです。そういった形で、減ったというのであればそれほど居住者の方々は気にすることは無いとは思いますが、とにかくネズミが多くなってきているとっているわけですから、やはり減ってきたということはないと思うので、よくもう一度それを確認しながらネズミ対策を考えていただきたいなと思います。

例えば、このサルモネラ菌とかツツガムシ病、そういったものにかかったという子供がいたら、もしそういうことになったという場合は、子供はその虫にかまれたとかそういった場合は、じゃあ町としてはどのような補償をするのか、そういう問題にもならざるを得ない、なるかもしれません。そういった場合、どのように考えるのか。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 先ほど被災者支援課長は、要は仮設住宅周りではさほどふえていないということでしたが、現実いろいろ区長さんともお話ししたところ、どうも南部のほうで大量発生しているんじゃないかというようなことをお聞きいたしました。そういったことで、とにかくふやさないような形で、多分来年度以降もなるとは思いますけれども、そういった形で対応していくとそういうことをございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 4ページの債務負担行為の補正ということで、浜吉田西自転車等駐車場管理業務委託料ということで574万円。昨年の決算だと139万円ぐらいというふうに決算書を見ればあるんですが、この根拠ですね。2年分にしても多過ぎるなというふうに思いますが、この根拠をひとつ説明をお願いしたいと。

それから、もう1点ですね。いよいよ3.16で常磐線が、亘理浜吉田間が再開すると。町としての再開歓迎レセプションというか、そういうイベントを予定しているのかどうか。何かJRに確認したところ、新線開通ではないので、開業ではないので特にJR側としては考えておりませんというような岩沼駅長の考えのようではありますが、町独自の考えはあるのかどうか。この2点について伺います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、この債務負担行為の根拠というようなことをございます。浜吉田西区に対しまして、平成25、26年度の2カ年分の指定管理委託料

でございます、1年間では287万円でございます。その2カ年分と。この287万円の内訳を申し上げますと、町から区に対しまして指定管理、主に人件費でございますが、人件費それプラスの事務費がございます。事務費など、また管理費、そういうものをすべて含めて区のほうに指定管理委託をするわけでございます。本来は3カ年の予定でございましたが、24、5、6の予定でございましたが、ご案内のとおり震災で駅は再開ができないというようなことから、25、6の2カ年というような指定管理ということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 浜吉田駅の開通に伴いますイベント等というようなことでございますが、私どもでもJRさんのほうにお聞きしたときにはやっぱり被災したと、また復興途中だというふうなことで、JRさんとしては派手なイベント等については考えていないというふうな回答をいただいております。

町のほうでございますけれども、この復旧につきましては地元のまちづくり協議会の活動が、大きいお力をいただいたというふうなこともございまして、まちづくり協議会と町とで、共催になるのか後援になるのかわからないんですけれども、いずれにしろまちづくり協議会が主体になりまして、そんなに大々的ではないんですけれども、ちょっとした開通式を考えたいというふうなことで現在詰めております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 15ページの教育振興費です。

小学校3年生の社会科の副読本、300人分で102万円ですよね。この内容について説明してください。

議長（安細隆之君） 今の質問、もう1回マイクを使って質問してください。

14番（佐藤アヤ君） 15ページ、教育費です。

教育振興事務経費の中の新3年生の社会科の副読本300人分について、どのような社会科の副読本を作成されるのかお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） お答えします。

今回の社会科副読本につきましては、前にもちょっとご説明したかと思っておりますけれども、平成21年度に改正した社会科副読本を増刷して、新3年生に25年度の方

を配付するとそういう内容になっております。参考までに申し上げますが、本来なら23年度に一部改正しまして、24年、25年度で新3年生におあげするというのが筋でございました。ところが、ご存じのとおり3.11の影響でこれをつくることができなくなったということから、21年度を増刷して24年度と25年度に対応しているところでございます。

なお、25年度中にできればこの震災関係も含めた大きな改正をして、中身を見直ししてつくり上げて、26、27年度の新3年生におあげしたいとこのように考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 300人というのは、亘理町の小学3年生全部の数ですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 新3年生全員分と予備若干としての350部の印刷という形になっています。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 16ページですけれども、復興・活性化プロジェクト事業のことについてもう少し伺いたいです。

1つは、イチゴのPRということを先ほどから何回かお話しされていたんですけれども、これとあわせてイチゴだけじゃなくて亘理産の地元商品であるとかはらこ飯とか、そういうものはこの中に加わることができないのかどうかということをお伺いします。

それから、18ページの荒浜小学校の備品ことですけれども、今回この1,551万6,000円で1階部分にあったすべての備品が全部取りそろえるのかどうかということについてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課復興管理専門官。

企画財政課復興管理専門官（山中松樹君） 今回はイチゴでございますが、亘理町にはイチゴ以外の観光資源も多うございますので、そういったものも入れて委員会のほうで検討したいと考えております。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 備品の購入の件ですけれども、今回は1,500万円ほどの補正を計上させていただきましたが、これにつきましては皆さんもご存じのとおり備品700

万円以上だったと思いますけれども、議会の議員さんのご承認が必要となります。そういった中で、4月から荒浜小学校を再校させようということで今進めておりますけれども、当面すぐ使う備品について、そしてまた年度内に入ってくる備品について1,500万円ほどを今回上げさせていただきました。

災害査定につきましては、1月31日ということでまだ来ておりません。今週の木曜日ですか、災害査定があります。それで決定しますけれども、まずは当面すぐ再校するに当たっての必要な備品を今回補正させていただく。そして、残りの備品につきましては25年度当初に上げて、こちらでどういう備品がそろうのかと申しますと、パソコン台とか調理台、こういった備品については若干工事が必要なものでございます。そういったものは時間がかかりますので、やはり新年度から時間をかけてじっくりと準備をさせてあげたい。細かい備品については、今回65種類だったと思いますけれども、備品購入させていただいて対応したいとこのように考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 今の荒浜小学校さんのことなんですけれども、今回の3月の卒業式は荒浜小学校さんで行うというふうに私は聞いておったんですけれども、その卒業式を行うのに備品の欠品とかということなく、滞りなくできるのかどうかということについて伺います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） この備品につきましては、私も考え方としましては、できれば2月臨時議会でもあれば仮契約、本契約で皆さんにご承認をいただければ大変余裕があるのかなと思っております。ただ、3月の定例議会となりますと、3月の中旬ということで大変厳しい状況になります。そういった中で、ただ卒業式でどうしても使うものが足りないという場合は、中学校なり他の学校からも借り入れて対応してまいりたい、このように考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 16ページのイチゴ市場拡大の件です。

800万円で日本の一大消費地の京浜京葉地区にこの商品を消費してもらえれば、これは最高なことなんです。ただ、1ついえることは、この一大消費地に全国からイチゴが来ているわけです。例えば、近場だったら栃木県、千葉県、静

岡、愛知、九州。九州だと福岡、熊本から来ている中で、亶理のほうから殴り込みに行くというふうな感じの場合、800万円をかけて勝算があるのかどうか。例えば、800万円をかけた場合、将来1年間にどのくらいの消費量を見込んでいるのか、その辺を伺います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、この事業でございますけれども、イチゴのPRに800万円を使うというようなことではありません。まずもって、先ほどご説明申し上げましたとおり、復興交付金を使っている各事業、それをより効果的に発揮させるためにはどのようにしたらいいのかというふうなことで、その1つが今回いちご団地の造成を含めた、建屋も含めた工事をいたします。こういった復興事業がございますので、その後のことも考えまして、その販路の拡大等も含めてやっていきたいと。その1つが、今回については、年度末というようなこともございまして、今回はイチゴに絞ってひとつやってみようというふうなことでございます。その後に、そのやった結果に基づいて検証等を行いまして、どのようなやり方をしていったらいいのか、あるいは先ほど安藤議員さんからもご質問あったんですけれども、ほかにどういったものをやれるのかといったことも含めて、今後詰めていくと、検討していくというものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） わかりました。

それで、ホームページでリンクさせるという話しなんですけれども、例えば日本全国の方が例えば「亶理町のイチゴ」というふうには、多分検索はしないと思うんですね。一番手っ取り早いのは、金がかかりますけれども、楽天とかヤフーのホームページのほうから「被災地支援 亶理町 イチゴ」とこういうふうには、多分そういうふうな形でリンクするのかどうか、その辺の中身を教えていただきたい。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） そのような形で考えておりまして、そこの中に結局、先ほど言いましたように協賛の企業名等も入れていきたいと考えておりますので、本来であれば直接ホームページですと経費的にも安く上がるわけなんですけれども、どうしてもそこに、町のホームページに個人企業等々が出てくるとそれもちよっ

と問題があるというようなこともございまして、ホームページとリンクさせながら、今お話しがあったようにどういった方法が一番検索が多いのかというようなことも含めまして、先ほど構成委員の中にありました日本を元気にする会の中には、そういったマネジメントからいろいろやっている会社の社長さんも入っております。そういったことで、そういったいろいろなお知恵をいただきながらつくり上げていくというふうな計画でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第11号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第11号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,617万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,506万8,000円とする。

第2条 地方債の補正

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

なお、今回の補正につきましては、地方公共団体金融機構債被災施設繰り上げ償還に伴う借りかえが主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目元金でございますが、6,077万8,000円の追加補正でございます。これにつきましては、地方公共団体金融機構資金に係る被災施設繰り上げ償還額の、13本ございますけれども、その元金分でございます。

2目利子でございますけれども、8万円でございます。この8万円につきましては、繰り上げ償還に伴いますところの利子分でございます。

5款1項1目下水道施設災害復旧費1,531万2,000円の追加補正でございますが、これにつきましては災害復旧工事といたしまして、23年度から繰り越しをして工事を実施してございましたが、国との変更協議等々で工事費が増加になりましたので、その分の工事請負費の増加でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きいただきます。

3款2項1目災害復旧費補助金でございますが、1,388万7,000円の追加補正でございます。この金額につきましては、前段でご説明申し上げましたが、歳出のほうで補正をお願いしてございまして、災害復旧事業の1,300万円ほどの工事請負費の国の補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金80万9,000円の減額でございます。

6款2項1目雑入でございますが、289万2,000円の増額でございます。この関係につきましては、宮城県の県南浄化センターが平成23年度の9月に雨災、豪雨によりまして災害をうけてまして、その関係につきましてはの町としての負担金を支出しておったわけでございますけれども、この関係で国の補助率が確定いたしまして、当初66.7%が93.9%に補助率がアップしたというふうなことでございまして、県から負担金の返還というふうなことで289万2,000円の返還があるというふ

うなことでございます。

7款1項1目下水道事業債6,020万円の増でございますが、これは先ほどからご説明申し上げてございます地方公共団体金融機構資金の借換債の分でございます。この借りかえによりまして、おおよそでございますけれども680万円ほどの利子の軽減が図られるところでございます。

次に、地方債の補正につきましてご説明申し上げますので、4ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表 地方債補正、変更でございます。公共下水道事業債を6,020万円増額し、限度額を2億5,560万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算
（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第12号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、補正予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第12号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

なお、今回の補正につきましても公共下水道事業の特別会計等々と同様に、地方公共団体金融機構債の被災施設繰り上げ償還に伴います借りがえが主なものでございます。

第1条 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出、第1款第2項営業外費用、既決予定額8,038万4,000円に3万1,000円を追加し、8,041万5,000円とするものでございます。

第1款第3項特別損失、既決予定額400万円に5万8,000円を追加し、405万8,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入、第1款第1項企業債、既決予定額8,450万円に3,630万円を追加し、1億2,080万円とするものでございます。

支出、第1款第2項企業債償還金、既決予定額1億5,201万7,000円に3,730万9,000円を追加し、1億8,932万6,000円とするものでございます。

第1款第4項国庫補助金返還金、既決予定額ゼロに36万6,000円を追加し、36万6,000円とするものでございます。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額に、次のとおり追加する。

起債の目的と限度額、亘理町水道事業借換債3,630万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きいただきます。

収益的支出、第1款第2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の3万1,000円の追加補正につきましては、繰り上げ償還に伴いますところの企業債の利息分でございます。

1款3項1目過年度損益修正損の5万8,000円の追加補正につきましては、平成23年度災害復旧費国庫補助金の補助率確定による返還金でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきます。

資本的収入、1款1項1目企業債の3,630万円の追加補正につきましては、地方公共団体金融機構債被災施設繰り上げ償還に伴う借換債でございます。

資本的支出、1款2項1目企業債償還金の3,730万9,000円の追加補正につきましては、平成23年度災害復旧費国庫補助金の補助率確定による繰り上げ償還及び地方公共団体金融機構債被災施設繰り上げ償還分でございます。

1款4項1目国庫補助金返還金の36万6,000円の追加補正につきましては、平成23年度災害復旧費国庫補助金の補助率確定による返還金でございます。

なお、今回の借りかえによりまして約620万円ほどの利子の軽減が図られるものと考えられます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 報告第1号 専決処分の報告について

日程第18 報告第2号 専決処分の報告について

議長（安細隆之君） 日程第17、報告第1号 専決処分の報告について及び日程第18、報告第2号 専決処分の報告についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

報告第1号及び報告第2号について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課総務班長。

総務課総務班長（齋 義弘君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成24年12月25日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告する。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

平成24年11月18日に町道亘理下郡線で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分する。

平成24年12月25日。

次のページをお願いいたします。

別紙ということで、和解及び損害賠償の額について。

平成24年11月18日に町道亘理下郡線で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

事故の内容についてご説明申し上げます。

町道亘理下郡線と悠里農免道との交差部に、町で設置しておりました一時停止の立て看板が強風によって飛ばされ、被害者の運転中の自動車と接触し、バンパー破損、ヘッドライト、フェンダー、ルーフ、フロントガラス等に傷を負わせたものであります。

1 和解の相手方

.

2 和解の内容

(1) 亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、金31万4,044円を支払うものとする。

(2) 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上で報告第1号の説明を終了いたします。

次のページをお願いいたします。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成25年1月17日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告する。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

平成24年12月16日に衆議院議員選挙候補者掲示場（ドライブインサザエ駐車場内）で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分する。

平成25年1月17日。

別紙ということで、次のページをお願いいたします。

別紙。

和解及び損害賠償の額について。

平成24年12月16日に衆議院議員選挙候補者掲示場（ドライブインサザエ駐車場内）で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

事故の内容についてご説明申し上げます。

衆議院議員選挙当日、朝から強風注意報が発令されておりました。被害者は、昼食をとるためドライブインサザエの駐車場に車をとめて食事中、選挙ポスター掲示板が飛ばされ、駐車していた車の左側のライトカバー、フェンダー、ボンネットに傷を負わせたものであります。

1 和解の相手方

. . . .

2 和解の内容

(1) 亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、金9万1,980円を支払うものとする。

(2) 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上で報告第2号の説明を終了いたします。以上でございます。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第1号 専決処分の報告について及び報告第2号 専

決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承を願います。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成25年第16回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 0時28分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 小 野 一 雄

署 名 議 員 佐 藤 正 司